

第1章

公立図書館における危機管理（震災対策等） に関する調査分析

第1章 公立図書館における危機管理（震災対策等）に関する調査分析

2012年度（平成24年度）に実施した調査の結果については、当該年度の報告書（『2012年度（平成24年度）公立図書館における危機管理（震災対策等）に関する実態調査報告書』、以下、『2012年度報告書』と略記）にまとめたが、一部、そのデータの再集計を実施した。

なお、この報告書に掲載されている URL は、平成26年3月20日現在確認されたものである。

1 発災時と発災後の対応に関する調査分析

(1) 被災経験と図書館の状況

ア 被災経験の有無と被災地震の規模

今回の調査では、被災を「通常業務では復旧困難な書架からの資料の落下・散乱や汚破損の生じた地震規模以上を想定。地震が原因で生じた津波や土砂による被災も含む。」と定義し、過去20年間（1992年1月以降）を対象としている。

被災経験のある図書館は、都道府県立図書館では47都道府県のうちの18自治体（38.3%）、市区町村図書館では1,269自治体のうちの313自治体（24.7%）であった。被災地震名を見ると、東日本大震災、阪神・淡路大震災をはじめとし、十勝沖地震、芸予地震等記憶に新しい大規模地震名が列挙されており、近年、社会生活に相当な被害をもたらす地震の発生が多いことが分かる。（『2012年度報告書』p.4表1.2を参照）

被災した地震の規模では、都道府県では18自治体のうち14自治体（77.8%）、市区町村では313自治体のうち274自治体（87.5%）が震度5以上ということであるが、都道府県では4自治体（22.2%）、市区町村では32自治体（10.2%）が震度4、1自治体（0.3%）が震度3以下の地震で被災している。（『2012年度報告書』p.4図1.3、図1.4を参照）

震度4規模の地震でも被災につながるということは、どの地域の図書館も地震に対する備えが早急に求められているということであろう。

イ 被災直後の状況と一部閉鎖や休館の要因

被災直後の状況及び対応については、市区町村では、震度3以下で1自治体が休館、1自治体が開館時間の短縮の対応をとっているが、震度4になると、一部閉鎖が4自治体、休館が16自治体、開館時間の短縮が8自治体と急激に増えている。（『2012年度報告書』p.6表1.5を参照）

表1.1は震度4で被災した市区町村が一部閉鎖や休館した要因をまとめたものであるが、14自治体が資料の落下、散乱を挙げており、最も多い。「その他の記述」にも、書架固定の金具の脱落やスチール書架の倒壊が挙げられているが、資料を書架に並べて提供、保管するという図書館の性質上、程度の差こそあれ資料の落下や書架の破損等は、どの図書館にも起こり得ることである。次いでライフラインの停止を10自治体が要因として挙げている。水道や電気が停止することは図書館の開館に大きな影響を及ぼしていることが分かる。関連して電算システムの停止、勤務可能な職員数の不足（交通機関の運行トラブルによる出勤困難）も回答として寄せられ、こちらもライフラインの停止と位置付けても良いだろう。

表 1.1 震度4の自治体が被災直後に一部閉鎖や休館などに陥った要因（市区町村）

回答項目	回答数	その他の記述
建物の甚大な被害	0	暖房用重油不足
設備の損壊（ガラスや館内水道管の破裂等）	2	余震への危惧。市教育委員会からの指示。
ライフライン（水道、電気、ガス）の停止	10	燃料不足による公共交通の減便運行
液状化による被害	0	書架固定の金具が壁からはずれた。
図書館資料の落下、散乱（損傷、散逸も含む）	14	スチール書架の倒壊
電算システムの停止（損壊も含む）	5	安全の確保のため
勤務可能な職員数の不足	2	被害はなかったが、利用者の安全を考慮
その他	6	図書館の属する公民館が被災者の避難場所となったため

（複数回答）

ウ 通常開館までに要した時間

また、被災から通常開館までに要した時間を見ると、当然のことながら、地震規模が大きくなるに従い要する時間が増加している。しかし、ここでも、1自治体が震度3以下で通常開館までに2週間以上～1ヶ月未満を要している。震度4では3自治体が2週間以上～1ヶ月未満、2自治体が1ヶ月以上～3ヶ月未満を要している。（『2012年度報告書』p.8 表1.8を参照）

震度4ではそれほど大規模な地震とまではいえないが、休館に至るような被災の可能性があることを認識しなければならない。

エ 被災時の住民への情報の提供

被災時において、住民への図書館資料以外の情報提供については、都道府県では半数以上が提供しているが、市区町村では87自治体(27.8%)が提供したものの、156自治体(49.8%)が「提供しなかった」、66自治体(21.1%)が「自館が被災したため提供できなかった」、という回答であった。（『2012年度調査報告書』p.5 図1.5、図1.7を参照）地震規模別の状況(表1.2)を見ても、震度4で情報を提供した市区町村は20%に満たなかった。

被災直後の図書館は、散乱、転倒した資料、書架の復旧等で手一杯の状態であると推測される。また、自治体職員として、被災状況によっては図書館の復旧より先に被災者支援や避難所対応等に当たらなければならない場合もある。このような状況の中では、実際、住民への情報提供までは手が回らない、ということであろう。

しかし、図書館には地域の情報拠点としての役割も求められている。図書館自体が被災した場合でも、できる限りの情報提供を期待されるのではないだろうか。円滑な情報提供のためには、平常時から、自治体内はもとより、国、都道府県等の地震関連情報の発信機関を把握しておかなければならないだろう。また、図書館が地震規模や時間の経過に応じて、どのような情報をどのような方法で提供するかも準備しておく必要がある。

表 1.2 被災した地震の大きさと住民への図書館資料以外の情報提供（市区町村）

住民への情報提供		被災した地震の大きさ							わからない	合計
		震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱	震度4	震度3以下		
回答数	提供した	2	13	15	31	20	6	0	0	87
	提供しなかった	2	10	27	43	43	24	1	5	155
	自館が被災したため提供できなかった	5	19	23	14	4	1	0	0	66
	合計	9	42	65	88	67	31	1	5	308
構成比	提供した	22.2%	31.0%	23.1%	35.2%	29.9%	19.4%	0.0%	0.0%	28.2%
	提供しなかった	22.2%	23.8%	41.5%	48.9%	64.2%	77.4%	100.0%	100.0%	50.3%
	自館が被災したため提供できなかった	55.6%	45.2%	35.4%	15.9%	6.0%	3.2%	0.0%	0.0%	21.4%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 所蔵資料の被災状況

ア 資料の被災状況の把握と通常利用できるようになるまでに要した時間

地震の規模別に、資料の被災状況の把握に要した時間(表 1.3)と資料が通常利用できるまでの時間(表 1.4)を見ると、市区町村では、震度4ではすべての自治体で地震当日から2週間未満で資料の被災状況を把握し、当日中から1週間未満で資料が通常利用できるようになっている。ただし、通常開館までに要した時間で見たように、震度4では3自治体が2週間以上～1ヶ月未満、2自治体が1ヶ月以上～3ヶ月未満を開館に要していることから、資料の通常利用が、即、通常開館につながるわけではないということに注意する必要がある。

表 1.3 被災した地震の大きさと資料の被災状況の把握に要した時間（市区町村）

資料の被災状況の把握		被災した地震の大きさ							わからない	合計
		震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱	震度4	震度3以下		
回数	1年以上	0	0	2	0	0	0	0	0	2
	半年以上～1年未満	1	5	4	1	1	0	0	0	12
	3ヶ月以上～半年未満	0	2	3	0	0	0	0	0	5
	1ヶ月以上～3ヶ月未満	2	7	7	3	1	0	0	1	21
	2週間以上～1ヶ月未満	0	4	3	2	1	0	0	0	10
	1週間以上～2週間未満	2	3	4	2	0	1	0	0	12
	2日以上～1週間未満	0	10	18	29	10	2	0	0	69
	地震当日中	0	5	10	13	17	6	0	2	53
	わからない	2	1	0	1	0	0	0	0	4
	合計	7	37	51	51	30	9	0	3	188
構成比	1年以上	0.0%	0.0%	3.9%	0.0%	0.0%	0.0%	-	0.0%	1.1%
	半年以上～1年未満	14.3%	13.5%	7.8%	2.0%	3.3%	0.0%	-	0.0%	6.4%
	3ヶ月以上～半年未満	0.0%	5.4%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	-	0.0%	2.7%
	1ヶ月以上～3ヶ月未満	28.6%	18.9%	13.7%	5.9%	3.3%	0.0%	-	33.3%	11.2%
	2週間以上～1ヶ月未満	0.0%	10.8%	5.9%	3.9%	3.3%	0.0%	-	0.0%	5.3%
	1週間以上～2週間未満	28.6%	8.1%	7.8%	3.9%	0.0%	11.1%	-	0.0%	6.4%
	2日以上～1週間未満	0.0%	27.0%	35.3%	56.9%	33.3%	22.2%	-	0.0%	36.7%
	地震当日中	0.0%	13.5%	19.6%	25.5%	56.7%	66.7%	-	66.7%	28.2%
	わからない	28.6%	2.7%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	-	0.0%	2.1%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-	100.0%	100.0%

表 1.4 被災した地震の大きさと資料が通常利用できるまでの時間（市区町村）

資料が通常利用できるまでの時間		被災した地震の大きさ							わからない	合計
		震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱	震度4	震度3以下		
回数	1年以上	1	2	2	1	1	0	0	0	7
	半年以上～1年未満	1	1	2	2	2	0	0	0	8
	3ヶ月以上～半年未満	0	5	7	2	0	0	0	0	14
	1ヶ月以上～3ヶ月未満	1	7	10	5	0	0	0	1	24
	2週間以上～1ヶ月未満	1	7	5	4	1	0	0	0	18
	1週間以上～2週間未満	1	6	8	4	2	0	0	0	21
	2日以上～1週間未満	0	7	14	27	15	5	0	0	68
	地震当日中	0	1	3	6	9	4	0	2	25
	わからない	2	1	0	0	0	0	0	0	3
	合計	7	37	51	51	30	9	0	3	188
構成比	1年以上	14.3%	5.4%	3.9%	2.0%	3.3%	0.0%	-	0.0%	3.7%
	半年以上～1年未満	14.3%	2.7%	3.9%	3.9%	6.7%	0.0%	-	0.0%	4.3%
	3ヶ月以上～半年未満	0.0%	13.5%	13.7%	3.9%	0.0%	0.0%	-	0.0%	7.4%
	1ヶ月以上～3ヶ月未満	14.3%	18.9%	19.6%	9.8%	0.0%	0.0%	-	33.3%	12.8%
	2週間以上～1ヶ月未満	14.3%	18.9%	9.8%	7.8%	3.3%	0.0%	-	0.0%	9.6%
	1週間以上～2週間未満	14.3%	16.2%	15.7%	7.8%	6.7%	0.0%	-	0.0%	11.2%
	2日以上～1週間未満	0.0%	18.9%	27.5%	52.9%	50.0%	55.6%	-	0.0%	36.2%
	地震当日中	0.0%	2.7%	5.9%	11.8%	30.0%	44.4%	-	66.7%	13.3%
	わからない	28.6%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	0.0%	1.6%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-	100.0%	100.0%

イ 資料の復旧で困ったこと

資料の復旧で困ったこととしては、余震、人員不足、水損資料への対応、ライフライン（電気、

水道) が復旧しないことのほか、資料の落下や書架の転倒、散乱した資料からの粉塵や破損したガラス片の除去等が挙げられている。せっかく配架した資料も、余震で再度落下するという事態も生じている。(『2012年度報告書』p.13～15を参照) 余震や人員不足、ライフラインの復旧がままならない中での復旧作業の困難さは想像を超えるものであろう。

また、被災直後に一部閉鎖や休館などに陥った要因として、都道府県では15自治体(88.2%)、市区町村では232自治体(82.3%)が「図書館資料の落下、散乱」を挙げており、他の要因と比べ群を抜いて多い。(『2012年度報告書』p.7 表1.6を参照)

それを反映して、被災後に実施した対策として「書架の転倒防止対策」、「資料の落下防止バーなどの落下防止対策」を挙げた自治体が都道府県、市区町村とも多かった一方、「特に何もしなかった」自治体も少なくなかった。(『2012年度報告書』p.12 表1.15を参照)

平常時の備えとして「固定金具やはすかい等書架の転倒防止策を行う」、「書架に図書落下防止装置を導入する」等の措置を取っている自治体が多い(『2012年度報告書』p.56を参照)ので、既に対策済みということも考えられる。今回の調査では、資料の落下防止等の事前の対策と被災状況の関係についての質問は設定していないので詳細は不明であるが、被災の大きな要因であることから今一度の点検や手当が求められるのではないだろうか。

(3) 電算システムの被災状況

電算システムの被災状況は、「被害なし」が都道府県では13自治体(81.3%)、市区町村では198自治体(69.2%)と最も多く、次いで、「通信環境の遮断」が都道府県では3自治体(18.8%)、市区町村では67自治体(23.4%)であった。(『2012年度報告書』p.16 表1.17を参照)

地震規模別の市区町村のシステムの被災状況(表1.5)を見ると、震度4では「データ(所蔵情報、貸出情報等)の消失」が1自治体(4.0%)、「通信環境の遮断」が2自治体(8.0%)であった。震度が大きくなるにつれ、これらの被災自治体は増加するが、震度5弱では1自治体(1.6%)が「全損など復旧困難な状態」になっている。また、実施した対策をシステムの被災状況別(表1.6)を見ると、「通信環境の遮断」では「システムデータバックアップの二重化」が2自治体(3.1%)、「自治体外でのクラウド化」が1自治体(1.6%)であったが、「特に何もしなかった」が56自治体(87.5%)であった。

電算システムの復旧で困ったことにも挙げられているが、システムの復旧は電気というライフラインの復旧に密接な関連がある。ライフラインの復旧は図書館では如何ともしがたいことである。それ故に、ライフライン(電気)の停止に直面したときに慌てずに最善の対応をとれるよう、対処方法を職員に周知しておく必要がある。

表 1.5 被災した地震の大きさとシステムの被災状況(市区町村)

システムの被災状況		被災した地震の大きさ							わからない	合計
		震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱	震度4	震度3以下		
回答数	全損など復旧不可能な状態	0	1	2	1	1	0	0	0	5
	データ(所蔵情報、貸出情報等)の消失	0	0	0	1	1	1	0	0	3
	通信環境の遮断	3	11	21	19	11	2	0	0	67
	上掲ア～ウ以外の被害があった	3	4	7	2	1	1	0	0	18
	被害なし	2	24	37	54	50	22	1	3	193
回答者数		8	39	62	75	63	25	1	3	276
構成比	全損など復旧不可能な状態	0.0%	2.6%	3.2%	1.3%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%
	データ(所蔵情報、貸出情報等)の消失	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	1.6%	4.0%	0.0%	0.0%	1.1%
	通信環境の遮断	37.5%	28.2%	33.9%	25.3%	17.5%	8.0%	0.0%	0.0%	24.3%
	上掲ア～ウ以外の被害があった	37.5%	10.3%	11.3%	2.7%	1.6%	4.0%	0.0%	0.0%	6.5%
	被害なし	25.0%	61.5%	59.7%	72.0%	79.4%	88.0%	100.0%	100.0%	69.9%
回答者数		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 1.6 システムの被災状況と実施した対策（市区町村）

実施した対策		システムの被災状況				回答者数
		全損など	データの消失	通信環境の遮断	ア～ウ以外の被害	
回数	同一自治体内のクラウド化	0	0	0	0	0
	自治体外でのクラウド化	0	0	1	0	1
	システムデータバックアップの二重化	0	1	2	0	3
	特に何もしなかった	4	1	56	14	69
	その他	1	0	5	3	8
	回答者数	5	2	64	17	81
構成比	同一自治体内のクラウド化	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	自治体外でのクラウド化	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	1.2%
	システムデータバックアップの二重化	0.0%	50.0%	3.1%	0.0%	3.7%
	特に何もしなかった	80.0%	50.0%	87.5%	82.4%	85.2%
	その他	20.0%	0.0%	7.8%	17.6%	9.9%
	回答者数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(4) 支援について

被災後、他の図書館や団体に支援を呼びかけた図書館は、都道府県では3自治体(16.7%)、市区町村は35自治体(11.2%)である一方、呼びかけなかった図書館は、都道府県では15自治体(83.3%)、市区町村では274自治体(87.5%)と、圧倒的に多い。(『2012年度報告書』p.19 表1.21を参照)

支援を呼びかけた自治体のボランティアによる支援内容を見ると、都道府県、市区町村とも図書館資料の整理・整備、図書館設備の復旧(転倒書架や机、椅子などの片づけ)を挙げている自治体が多い。(『2012年度報告書』p.20 表1.22を参照)資料の復旧に従事した職員等についての調査では、「地元の応援で、学生を含むボランティア」と回答した市区町村が40自治体あった。(『2012年度報告書』p.12 表1.14を参照)これは転倒した書架の復旧や机、椅子などの片づけのように、図書館に関する知識を問わず、住民等のボランティアの支援で対応できる復旧作業も少なくないことを示していると思われる。

支援の要請の地震規模別の割合(表1.7)を見ると、呼びかけなかった自治体は、市区町村では、震度4は100%、震度5弱は98.5%、震度5強では93.2%と徐々に減少しているものの、震度7でも77.8%の自治体が支援の呼びかけをしていない。

支援の呼びかけをしない理由を推測すると、地震規模別の資料が通常利用できるまでに要した時間(表1.4)は、震度4では100%、震度5弱では80.0%の自治体が地震当日中から1週間未満であることから、職員のみで復旧できたと見ることできる。しかし、資料の復旧で困ったこととして人員不足も挙げられていることを見ると、被災直後という業務多忙の中では支援を要請する余裕がなかったことも考えられる。支援の呼びかけといっても、呼びかけの対象やその内容、支援の受け入れ体制等を事前に想定し、準備していなければ簡単に行えるものではない。都道府県内において相互に適切な支援を行うには、都道府県立図書館が中心となって被災情報を迅速に収集するとともに、支援窓口を一元化することも求められるであろう。

表 1.7 被災した地震の大きさと支援の要請（市区町村）

支援の要請		被災した地震の大きさ							合計	
		震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱	震度4	震度3以下	わからない	合計
回数	呼びかけた	2	14	12	6	1	0	0	0	35
	呼びかけなかった	7	29	53	82	66	30	1	5	273
	合計	9	43	65	88	67	30	1	5	308
構成比	呼びかけた	22.2%	32.6%	18.5%	6.8%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	11.4%
	呼びかけなかった	77.8%	67.4%	81.5%	93.2%	98.5%	100.0%	100.0%	100.0%	88.6%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(5) 都道府県立図書館の役割

ア 被災状況調査から見える都道府県立図書館の役割

地震による発災時に、全国のおよそ半数の 48.9%にあたる 23 自治体において域内の被災状況調査を「実施した」としている。（『2012 年度報告書』p. 21 表 1.23 を参照）これは、「東日本大震災」、「阪神・淡路大震災」の 2 大震災及び特定地区の地震で「被災した」と回答している 16 自治体と「被災なし」と回答している周辺の 7 自治体合わせての結果である。「被災自体がなかった」と回答した大多数の自治体が、四国、九州地域に集中している。以上の結果から、都道府県立図書館は、早い時期に域内の公立図書館の状況を把握し、可能な限り記録を残すという役割が求められていると考えられる。

表 1.8 県内図書館の被災状況の情報提供と過去の被災の有無（都道府県）

過去に被災の有無		県内図書館の被災状況の情報提供				合 計
		実施した	実施しない	自館が被災したため実施できなかった	被災自体がなかった	
回答数	ある	16	2	0	0	18
	ない	6	3	0	18	27
	わからない（記録や記憶にない）	1	0	0	1	2
	合 計	23	5	0	19	47
構成比	ある	69.6%	40.0%	0.0%	0.0%	38.3%
	ない	26.1%	60.0%	0.0%	94.7%	57.4%
	わからない（記録や記憶にない）	4.3%	0.0%	0.0%	5.3%	4.3%
	合 計	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%

イ 被災状況調査情報の提供から見える都道府県立図書館の役割

被災状況を把握し、情報を提供することは都道府県立図書館の重要な役割である。特に今回の調査では、域内図書館の調査を実施した 8 割以上の自治体が「住民にも役立ててもらえるようホームページなどで公開した」「県内の図書館にのみ情報提供した」と回答しており、迅速な情報共有を図るため調査をしていることが読み取れる。（『2012 年度報告書』p. 21 表 1.24 を参照）

ウ 被災状況調査情報の提供方法から見える都道府県立図書館の役割

情報の提供方法についても「ホームページへの掲載」「FAX による提供」「メールによる発信」「SNS による発信」「掲示板」「電話」といったあらゆる手段を利用し、情報提供を行い、都道府県立図書館の役割を果たそうとしていると考えられる。

(6) その他

ア 未来につなげる被災記録、復旧・復興記録

都道府県、市区町村とも 8 割が「図書館部分あるいは自治体の記録（新聞記事等を含む）を残した」としていることから、記録であり教訓となる資料を＜被災記録＞、＜復旧・復興記録＞として維持していこうという姿勢が見られる。（『2012 年度報告書』p. 23 表 1.26 を参照）自治体の図書館として、情報を伝えるためには、普段からのやり取り、図書館間のネットワークづくりが必要である。

被災記録等を公開している事例を列挙するので参照していただきたい。

【東日本大震災】

岩手県立図書館「東日本大震災情報ポータル」

<https://www.library.pref.iwate.jp/0311jisin/index.html>

宮城県図書館「宮城県図書館における東日本大震災の被災・復旧の記録」

<http://www.library.pref.miyagi.jp/shinsai/restoration-dl.html>

【中越地震】

新潟県立図書館「新潟県中越大震災図書館の被災記録：2004. 10. 23」

<http://www.pref-lib.niigata.niigata.jp/exec/Theme/>

イ 計画停電の影響

東日本大震災後、東京電力管内を中心に計画停電が実施され、休館した自治体が都道府県では埼玉県、栃木県の2自治体、市区町村では55自治体となった。

全国規模で情報を収集した結果、「休館した」「開館時間を短縮した」自治体は、都道府県、市区町村とも20%近くなり、「開館した」図書館よりも多くなったことから、計画停電は、大きな影響を及ぼしたものと考える必要がある。（『2012年度報告書』p. 23 表 1. 27 を参照）

2 危機管理の要 - 平常時の備え -

(1) 図書館の備えに関する分析

ア マニュアルの有無からみえるもの

マニュアルがある場合、「自治体」「複合施設」のマニュアルの中に「図書館」としてのマニュアルがどの程度含まれているかは、気になるところであるが、「図書館独自」「自治体」「複合施設」を問わなければ、都道府県立図書館ではほぼ9割、市区町村立図書館でも7割近くがある、あるいは、策定中・検討中である。

「図書館独自」で両者を比較すると都道府県立図書館では、74.5%、市区町村立図書館では、17.8%となっている。（『2012年度報告書』p. 24 図2.1、図2.2を参照）市区町村立図書館では、図書館独自の「図書館における危機管理（震災対応等）マニュアル」の策定は必要ではあるが、検討が必要な課題が数多く存在する等の理由からなかなか着手できないということがうかがえる。「マニュアルの構成」「来館者への情報提供」「地震発生時の来館者の誘導」等、公立図書館における危機管理（震災対策等）に関する調査からは検討を要することが多いといえよう。

なお、市区町村立図書館では、ブロックごとにもこの傾向が見られるので、ブロック別に集計した結果を追加して提供している。（図 2.1～図 2.6）震災の影響を大きく受けていないところは、マニュアルを策定しているところが少なく、特に九州地域は、5割弱に上っている。東海・北陸地域は、西日本と東日本の境目なので、「図書館独自のマニュアルがある」、「自治体のマニュアルがある」、「マニュアルは作成していない」が、ほぼ同数という結果を示している。

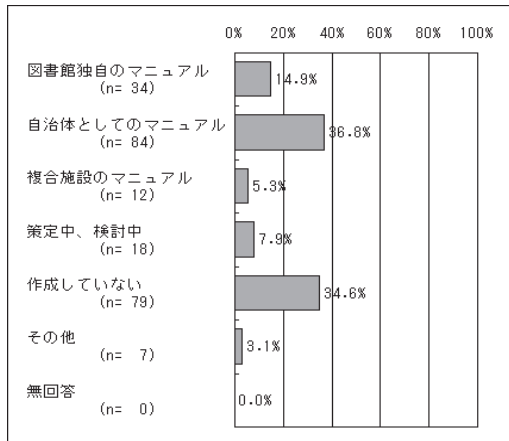


図 2.1 マニュアルの有無《北日本》n=228

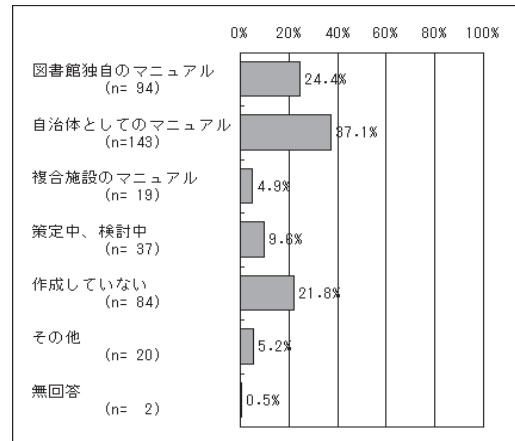


図 2.2 マニュアルの有無《関東》n=385

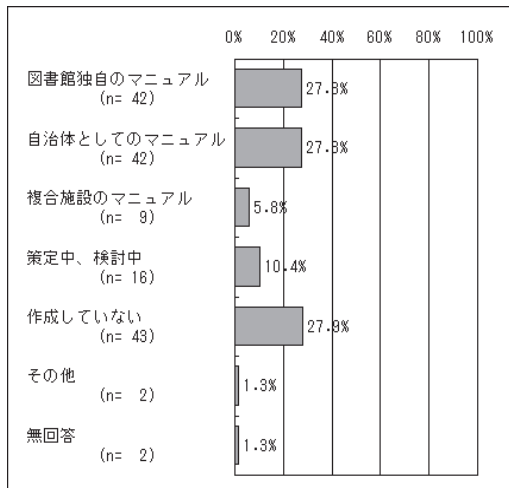


図 2.3 マニュアルの有無《東海・北陸》n=154

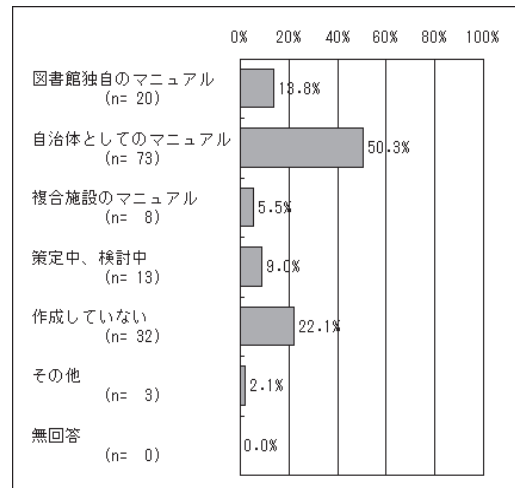


図 2.4 マニュアルの有無《近畿》n=145

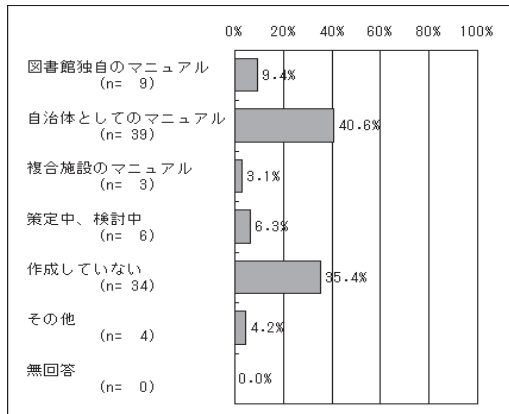


図 2.5 マニュアルの有無《中国》n=96

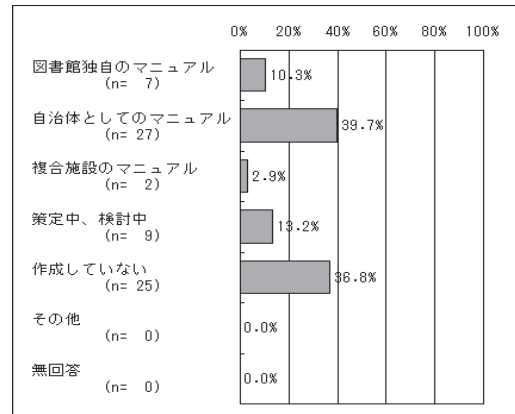


図 2.6 マニュアルの有無《四国》n=68

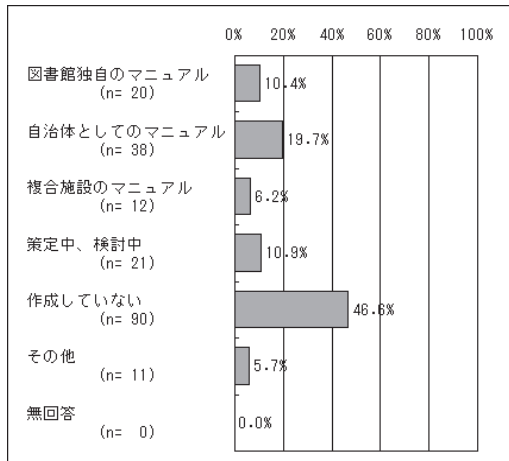


図 2.7 マニュアルの有無《九州》n=193

イ マニュアルの作成時期からみえるもの

全国の都道府県内公立図書館のマニュアル作成時期は、社会情勢、あるいは自然災害の発生時期等と密接に関わっている。

第一の傾向の出現である平成2～11(1990～1999)年の間には、平成7(1995)年、神戸を中心とした阪神・淡路大震災が起こっている。この期間、都道府県立図書館、市区町村立図書館とも約1割がマニュアルを作成している状態である。

第二の傾向の出現は、社会的な情勢として、平成13(2001)年9月11日に発生した「米国における同時多発テロ事件」に端を発した国際テロの脅威である。日本においても、平成18(2008)年国際テロ対策が本格的に実施されている。

自然の脅威についても、震度6以上の揺れが、平成19(2007)年、能登半島、新潟県中越、平成20(2008)年、岩手県内陸南部、平成21(2009)年駿河湾と立て続けに発生している。東日本大震災以前の平成12～23(2000～2011)年までのこの期間には、都道府県立図書館では、約5割、市区町村立図書館では、約5.5割がマニュアルを作成している状態である。

第三の傾向の出現は、平成23(2011)年、東日本大震災の時期である。この時点ではマニュアルを作成している自治体のうち、都道府県立図書館では、9割5分以上、市区町村立図書館は、9割弱の自治体がマニュアルを作成していた。(『2012年度報告書』p.25 表2.1を参照)自治体内でマニュアルの整備を第一に考え作成に至ったと思われる。

上記に挙げた過去の地震被害については、以下のURLを参照されたい。

気象庁の統計情報「被害地震資料」<http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/higai/>

ウ マニュアルの構成について

マニュアル作成時には、構成内容の検討が必要である。今回の調査では都道府県立図書館、市区町村立図書館とも「避難誘導」「在館者への対応」「職場での分担」「緊急時の連絡」「機関への報告」が高い割合を示しているためこれらの項目が中心的要素をなすものであると思われる。(『2012年度報告書』p.26 表2.2を参照)

一方、市区町村立図書館では、「広報」「その他」の内容として記述があった「避難場所開設手順」「避難所運営」「各地区連絡所への動員」等地域住民に身近な図書館としての運営に係わる項目の充実を図りたいという姿勢がうかがえる。

また、大きな災害になればなるほど、選択肢にはないが、電子機器に頼らないアナログ的な対応が必要である。「その他」の内容には、「情報収集」「地区別避難所一覧等」「時間別行動マニュアル」「被災ダイヤルの利用」「防災教育及び訓練」等、停電になったときの投げかけができていないか、図書館がどこから情報を得たらよいか等々に対応するような項目が挙げられている。

エ 来館者への情報提供

昨年度の報告の27ページの図2.3及び図2.4の「来館者への情報提供」からもうかがえるが、都道府県立図書館では、「館内放送」が最も多く41自治体(87.2%)、市区町村立図書館でも813自治体(64.1%)で館内の多くの来館者についての具体的な行動が挙げられる。個々に注目されるのは、「SNS(ツイッター等)」の利用が、都道府県立図書館では、2自治体(4.3%)、市区町村立図書館の31自治体(2.4%)での利用があり、公共図書館の危機管理―震災対策―の手段としてICT活

用が始まっていることがうかがえる。来館者に対する情報提供をウェブサイトの閲覧者にも広げると、今後の情報提供のあり方としてウェブサイトを使うことが有効になってくると思われる。

オ 地震発生時の来館者の誘導

その他の内容として、「特にマニュアルとしては決めていない」「具体的な取り決めはない」「特になし・記載なし」などの記述が多く、「無回答」も市区町村では426自治体(33.6%)となっているという報告からもわかるように選択肢の中に「配慮していない」、「対策が取れている」逆に「対策が取れていない」という項目がなかったためと思われる。(『2012年度報告書』p.28 図2.6を参照)

また、職員が少ない夜間や休日の時間帯、子ども・高齢者・障がい者への対応ができるかが、今後の課題になってくると思われるので何通りかのパターンを決めて作成していくことが必要であると思われる。

(2) 図書館独自のマニュアルを作成している図書館のマニュアルの周知・活用方法

ア マニュアルの職員等への周知

都道府県立図書館では、一人一部づつ携行している自治体が20(57.1%)と5割を超える。しかしながら、館に1部ありという自治体が4(11.4%)という結果は留意すべきである。また、独自にマニュアルを作成していても各部局へ送付し周知している都道府県立図書館はなかった。(『2012年度報告書』p.29 図2.7を参照)公共機関としての都道府県立図書館の危機管理に関する周知方が未だ不十分なのではないか。自館での活用にとどまるのが現状とはいえ、マニュアルの周知と活用についてはこれまで以上に行うことが重要である。

市区町村立図書館では、226自治体(17.8%)が独自のマニュアルを作成している。そのうちの1割にあたる26自治体が各部局へマニュアルを送付し周知している。(『2012年度報告書』p.24 図2.2、p.29 図2.8を参照)記述からも「本庁の危機管理担当部署への報告」「消防訓練計画書」に含めた形で消防署に提出」など、ごくわずかながらマニュアルの情報共有は市区町村で行われていることが分かる。その他、「委託業者へ周知」「指定管理館なので自治体の担当部署へ提出」などの周知方法も見られる。

契約する自治体が作成するのか、委託先の管理者が作成したマニュアルを運用しているのかなど、周知のルールも含め作成主体に踏み込んだ調査は今後の課題ともいえる。

イ マニュアルの見直し、マニュアルの改訂の手順

都道府県、市区町村ともほぼ9割以上で定期あるいは随時見直しを行っており、意識的に運用していることが分かる。

ただし、改訂の手順に関しては都道府県の7割以上、市区町村は6割以上の自治体が防災・危機管理担当の職員が主に見直しを行っており、職員全員で維持に努めているところは少数である。

市区町村で職員全員と回答した自治体数は53と全体の中ではきわめて少数だが、独自のマニュアルを所持する自治体の四分の一近くを占めている。(『2012年度報告書』p.32 表2.5を参照)たとえば「改善点があれば随時見直す。南海トラフ地震の3連動を想定したマニュアルの作成が必要と考えている。」といった記述も見られる。

見直しと改訂手順の回答の中には、指定管理者が行う旨の記述が少なからずあり、マニュアルの

維持・見直しをすべき主体は自治体なのか委託先の管理者なのか、編集委員会でも議論になった部分である。備考の記述から以下に抽出しておく。

マニュアルの見直し

- ・当初のマニュアルは 2009 年に作成し、窓口等委託開始に伴い 2012 年に見直した
- ・指定管理者が改訂する

マニュアルの改訂の手順

- ・指定管理者の事業者が行う
- ・指定管理者のマニュアル改定にあわせ図書館マニュアルの見直しを行う
- ・社内マニュアルを基準に館の担当が見直しを行なう
- ・本社の危機管理担当が主に見直しを行い、館でカスタマイズする
- ・指定管理者会社が状況により改訂
- ・指定管理者で見直しが行われそれを現場に即して運営する
- ・本社（指定管理者）からの指示やアドバイス

実際に大きな地震が発生した後、その自治体の公共機関では誰が主体になって活動するのか、契約主体の自治体はどこまで責任を持つのか、どの程度まで対策を講じているのだろうか。いずれにしても、既成の標準マニュアルをそのまま図書館にあてはめるのではなく、現地の実情に即した見直しや改訂が行われることが重要である。

ウ マニュアルの活用

都道府県では 8 割、市区町村では 7 割以上が図書館の防災訓練で活用している。

実際の自然災害時に使用したかという点では、都道府県 3 自治体（8.6%）、市区町村 16 自治体（7.1%）が 2011 年の巨大地震以降との回答で、緊急の場面で活用されたことがうかがえる。（『2012 年度報告書』p. 34 表 2.6 を参照）

ただし、マニュアルを作成したものの活用できていないという記述も複数あった。それらの具体例としては「東日本大震災の際、実際にマニュアルを使用して行動できなかった」「使用した事がない（保管のみ）」「必要性は感じつつも、マニュアルが使われていない」「2002 年マニュアル作成後、使用していない」などが挙げられる。

前述「(1) 図書館の備えに関する分析」で触れられた「オ 地震発生時の来館者の誘導」で、土曜日曜・夜間などの想定や、子ども・高齢者・障がい者への配慮とも低い数値であることが明らかとなった。このことから、マニュアルはあるが平常時の意識はどうかという点で今一步のきめ細やかな対応が求められる。自然災害の絶えない日本にあって、日常からの備えがきわめて大切であるという意識を持つ必要がある。

(3) 図書館以外のマニュアルを運用している図書館のマニュアルの周知・活用方法

ア マニュアルの周知

ここでいう図書館以外のマニュアルとは各自治体や教育委員会が作成しているものと考えられる。記述の具体例では「職員防災ハンドブック」「職員初動マニュアル」「町役場が作成したマニュアル」「地域防災計画」「災害発生時職員担当表」「地域防災計画（地震対策、風水害対策、資料編）」「自治体防災計画」「施設消防計画」「複合施設の防災訓練で使用するマニュアル」などが挙げられる。

都道府県立図書館は該当 12 自治体中、無回答が 9 に上り、75%だった。マニュアル自体について未だ周知の方法が不明瞭ということだろうか。(『2012 年度報告書』 p. 36 図 2.13 を参照)

市区町村では回答 551 自治体のうち「館に 1 部ある」256 (46.5%)、「一人一部ずつ携行」122 (22.1%)、「担当グループごとに携行」98 (17.8%) という順で、各自必携の図書館が四分の一未満にとどまる。

「今のところマニュアルはない」が 23 自治体とごく少数だったのは、市区町村立図書館の多くが何らかのマニュアルを運用していることを示唆する。本調査の「マニュアルの有無」で「策定中、検討中」と回答した市区町村が 120 自治体 (9.5%) あることを合わせて、現状は多くの図書館がマニュアルを活用できる状況にない。(『2012 年度報告書』 p. 36 図 2.13、図 2.14、p. 24 図 2.2 を参照)

2012 年度の報告書では 70 件を超えて寄せられたマニュアルの形態について、記述を冊子体や電子版などでグループ分けした。これら回答と記述からうかがえることは、館に 1 部もしくは特定の職員のみが携行しているのが実情ではないかという点である。配布対象の職員の具体例もあるが、正規職員が各自必携という記述が多かった。電子版のマニュアルについては、ホームページやポータルサイト、庁内 LAN で閲覧が可能、プリントアウトができるなどの記述は多数あるが、実際に大地震が発生した時、それを即座に活用できるだろうか。

各々の図書館が現状で事足りるとせず、従来の周知のあり方を検証しながら実情に応じたマニュアルの作成が急務であろう。

イ マニュアルの活用

都道府県は対象 12 自治体のうち無回答 9 という状況であり、記述には防災訓練に際しての使用が 4 件あった。市区町村は「本庁部局の職員を合わせた防災訓練の際には必ず使用」213 自治体 (38.7%)、「図書館の防災訓練の際には必ず使用」165 自治体 (29.9%)、を合わせるとおよそ 7 割近くが何らかの防災訓練にマニュアルを用いていることが分かる。また、「実際の自然災害時に使用した」36 自治体 (6.5%) の実例は 2007 年の新潟県中越地震まで遡る。(『2012 年度報告書』 p. 40 図 2.15、図 2.16 を参照)

記述については、活用されていない旨の内容が 35 件あまり、わずかながらでも活用されていると前向きな内容だったのは 45 件あまりだった。昨年度の報告書から、市区町村の事例についてマニュアルが活用されていない旨の内容を抜粋してみよう。

- ・マニュアルは初動の基準となっているもので、これまで実際に使用したことはない
- ・マニュアルとして作成はされているが、活用されていない
- ・実際に使用したことがないのでわからない
- ・職員として研修時に見る程度であり、図書館としては使用出来ていない
- ・これまで使用したことがない。以前内容を 1 回確認したのみ
- ・内容を確認しただけで使っていない
- ・課内で供覧した後、いつでも見れるように保存しているだけ
- ・「防災計画」があるが、現時点で使用を要する機会が無い
- ・全体計画なので図書館で使うことはない
- ・自治体のマニュアルに図書館の記述がほとんどないので活用する機会がなかった

- ・マニュアルを通知されたのみで、実際説明を受けたり活用する機会がいままでなく使用していない
- ・使用する場合を決めていない
- ・具体的なマニュアルの活用方法は検討していない
- ・マニュアルを活用した訓練を図書館独自では実施していない
- ・マニュアルを使用する訓練等は実施していない
- ・図書館での防災訓練は実施していないためマニュアルを活用していない

※その他「活用・使用したことがない」という記載が多数あり。

図書館以外で作成されたマニュアルはあるが、1. 今のところ活用したことがない、2. 職員のレベルで確認はしているが図書館として活用したことがない、3. 図書館では訓練を行っていない、などに大別できる。

次に、市区町村の回答事例からマニュアルが活用されている旨の内容を抜粋してみよう。

- ・災害時に動けるよう、日頃手が空いた時などにマニュアルを読む
- ・各自、マニュアルの習熟に努める
- ・各自が随時目を通しておく
- ・各職員が所持し、事あるごとに見返し、確認する
- ・日頃から意識啓発に努めている
- ・基本的な項目しか書かれていないので、緊急時までには頭に入れて行動することを目指す
- ・防災訓練の前には必ず確認する
- ・市が実施する防災訓練時に使用
- ・図書館の防災訓練の際に必要なに応じて使用
- ・複合施設の防災訓練の際に使用
- ・図書館が入っている複合施設全体での防災訓練時に使用
- ・地震を想定した図上訓練、情報伝達訓練時に使用
- ・大きな地震災害は起こっていないため、台風等自然災害時、マニュアルの行動を取っている
- ・現在、マニュアル内容について行政へ確認・協議中。定期的な職員研修等での利活用が見込まれる
- ・今回の調査で市のマニュアルを確認した。館独自のマニュアル作成に結びつけたい

これらの記述からは、職員各自のレベルで確認を怠らない、訓練の際には使用する、今後の活用を目指すなど、各図書館の対応がうかがえる。

緊急の事態を想定し日頃から備えるのが危機管理の枢要だが、大震災を想定したマニュアルはあっても予測不能という現実に加えて、諸条件から訓練を行えない、特には行っていないというのが実情である。しかしながら、昼夜間を問わず不特定多数の住民・利用者が訪れる公共図書館では、館の規模・運営方式や職員体制などの要素を考慮し、独自のマニュアルを整備するとともに、実地訓練へと結びつける視点が必要である。実情に合わせたマニュアル作成の機会をとらえ、図書館運営に沿った震災対策を具体化できるのではないだろうか。

(4) 事業継続計画の有無

B C P（事業継続計画）の有無に関して、調査結果では都道府県の約6割、市区町村の7割強が

未策定である点が明らかとなった。（『2012年度報告書』p.40 表2.9を参照）

危機管理状況における企業経営に限らず、これからは公共団体での作成も課題となろう。ここでは策定済みの回答事例を以て今後の参考としたい。

都道府県は7県、地域的には東北1、関東3、九州3の状況である。策定年は2007年の大分県立図書館がもっとも早い。その後の策定年は2009年～2012年にわたる。

市区町村は30自治体が策定済みで、回答者の構成比では2.4%である。地域別に見ると北海道1（1町）、東北4（2市・1町・1村）、関東9（6市・3町）、東京8（5区・3市）、東海北陸3（2市・1町）、中国1（1町）、四国1（1市）、九州沖縄3（2市・1村）、近畿0である。都内23区と多摩地域の図書館が27%を占める。

年代順では2006年3月に策定したところがもっとも早く、以後2008年11月、2009年4月、同11月がこれに続き、2012年にわたっている。

策定は自治体レベルでは推進されているものの、公共図書館では依然少数である。策定済みの図書館もウェブ上に公開しているところは見あたらなかった。

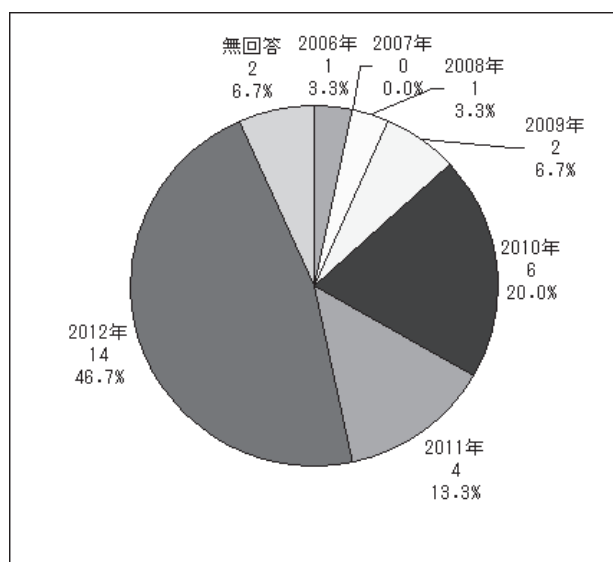


図 2.8 事業継続計画策定年（市区町村） n=30

(5) 地震を想定した防災対策

ア 図書館で行う防災対策の実施状況

・実施頻度

都道府県では16自治体（34.0%）、市区町村では687自治体（54.1%）が「地震を想定した訓練は行っていない」との回答だった。（『2012年度報告書』p.44 図2.19、図2.20を参照）地震を想定した防災対策の質問だったが、「火災の発生を予測した防災」という理由が多い。

地震の被害は、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、そして東日本大震災と、記憶に新しい年代だけでもその甚大さが思い起こされる。地震後には火災が発生することも多々ある。地震も想定し、火災を含めた防災全般の視点で様々な対策を行うことが危機管理といえないだろうか。

この質問では4つの問いを通じて多くの記述が寄せられ大変参考になる。昨年度の報告書中ではできるだけ掲載しており、ぜひ参照されたい。

・訓練を行う主体

都道府県は半数の 24 自治体 (51.1%) が独自の訓練を行っているが、無回答が 16 自治体 (34.0%) あった。また、市区町村では図書館自身が 356 自治体 (28.1%) で、その比率はさらに低くなる。同じく無回答は 607 自治体 (47.8%) と半数近くに達した。(『2012 年度報告書』p. 47 図 2.21、図 2.22 を参照) 図書館のあり方を背景に、市区町村での訓練主体は単館施設と異なる様相がうかがえる。190 件近くにおよぶ記述は、「複合・併設施設、隣接・周辺施設などが主体」「本庁部局やその自治体が主体」「消防署などへの要請や協力」「利用者、住民や自治会と行う」「その他、実施していないを含む」の 5 つに分けた。複合施設ゆえの合同訓練が大多数であり、訓練の主体となる管理者も多様である。

・参加者

訓練の主体となる施設とその職員という点で、前問「・訓練を行う主体」と重複する点が見られる。一番多かった回答は双方とも「臨時職員等非専任を含む」が 28 自治体 (59.6%)、449 自治体 (35.4%) だった。しかしながら、都道府県では「専任以上の職員」という回答が 20 自治体 (42.6%) で 4 割以上だったのに対し、市区町村では 243 自治体 (19.1%) と 2 割弱である。(『2012 年度報告書』p. 49 図 2.23、図 2.24 を参照)

この質問は複数回答だったが、「非専任の職員も参加する」という上記の数値から防災訓練の実情が見えてくる。図書館の規模や職員数も考慮すべきだが、訓練の主体を基にした参加者の実態がある程度反映されているのではないだろうか。

たとえば、「指定管理者、委託会社の職員を含む」がそれぞれ 20 自治体 (42.6%)、199 自治体 (15.7%) となっている。ここは、備考に見られた「指定管理者のため職員は 0」などの記述を含めて、自治体以外の職員による図書館運営から生ずる参加者の実態に留意したい点である。

前述のマニュアルの周知と活用の部分では、実行されていないところが多数ある現状が浮かび上がった。周知、活用、訓練への参加という日常の備えの中で、図書館の実務を担う人たちがどの範囲までこの動線に関わっているのかを認識する必要がある。

今回の調査結果を通じて、管理職や正規の専任職員にマニュアルの携行が限定されている実情や訓練参加者の実態などがわかると、それらを改善するための課題も見えてくるのではないだろうか。

2012 年度の報告書では 50 件以上寄せられた記述を「職員・スタッフ」「住民や利用者、児童、自治会、消防署や警察署など」「訓練を行っていない」「その他」の 4 つに分けて掲載したので、こちらも参照されたい。

・訓練の内容

「避難、救護、搬出」が都道府県 30 自治体 (63.8%)、市区町村 553 自治体 (43.6%)、「消火器具の使用」が都道府県 28 自治体 (59.6%)、市区町村 (38.1%) などと高い値だった以外、「避難器具の使用」「無線放送の使用」などは概して低い回答数である。(『2012 年度報告書』p. 51 図 2.25、図 2.26 を参照) 各施設で所持している防災訓練の手順(携行マニュアル)に基づくものと思われる。2012 年度の報告書では、市区町村から 90 件以上寄せられた記述を 5 つにグループ分けした。同様の記載はひとつに取りまとめたので、ここで具体的な数値を上げると、AED 使用法・救命救急実習などが 8 件、非常参集訓練などが 6 件あり、「勤務開始時刻の 1 時間前に震度 5 強の地震が発生し

たと仮定した職員の参集訓練」などの具体例もあった。

イ 「図書館で行う防災訓練」以外の防災訓練の実施状況

前問「ア 図書館で行う防災対策の実施状況」と異なり、「図書館で行う防災訓練」以外の防災訓練という前提の質問だったが、都道府県、市区町村ともにこちらの方が無回答は少なかった。

双方とも高かったのは「救急救命講習会」であり、都道府県 21 自治体（44.7%）、市区町村 418 自治体（32.9%）である。

「自治体職員の非常参集訓練」が都道府県は 4 自治体（8.5%）と低かったのに対し、市区町村は 287 自治体（22.6%）と 2 割以上に達している。また、「図書館で行う防災訓練」以外の訓練は行っていない」が都道府県 17 自治体（36.2%）、市区町村 427 自治体（33.6%）と双方とも 3 割以上の回答数を示した。（『2012 年度報告書』p. 53 図 2.27、図 2.28 を参照）

市区町村は無回答が 255 自治体（20.1%）あり、備考記述 69 件の中で「訓練は行っていない」「不参加」などの記載が 30 件ほどある。

非常参集訓練は、特に東日本大震災以降、自治体単位で大規模に行われるようになった実地的な訓練であり、今後も地域の実情を踏まえ内容を改めながら増えていくと考えられる。

AED 実習を含めた救急救命講習会は地元の消防当局が認定証を発行する形式で開催される。施設内に AED が常備されていることだけで満足するのではなく、図書館の職員がこれら機器の操作を含めた研修や訓練に定期的に参加することが重要である。

前述の図書館で行う防災対策については、危機管理に臨む意識の啓発を図るとともに、訓練の実施を図書館だけではなく、自治体規模で進めることが求められている。

ウ 設備面の地震対策

- ・非常用品・用具の備え

都道府県が無回答 0、市区町村の無回答は 15 自治体（1.2%）のみだったので、全体数の中での割合がわかりやすい結果となった。

選択肢には「AED」を設けた。都道府県 45 自治体（95.7%）、市区町村 733 自治体（57.8%）と、AED の設置自体は高い数値を示している。（『2012 年度報告書』p. 55 図 2.29、図 2.30 を参照）

しかしながら、前述のア 図書館で行う防災対策の実施状況、イ「図書館で行う防災訓練」以外の防災訓練の実施状況の回答とともに考えると、実際の設置場所は図書館のスペースとは限らない。研修・訓練の参加以前に、施設内の設置場所の確認から必要なことも往々にしてあるのではないだろうか。

図書館の備えは、その自治体における災害時の施設の位置づけによって異なることが、「避難施設としての指定」、「敷地内の防災倉庫の有無」などの具体記述からもうかがえる。

「利用者にも提供可能な備蓄」があると回答したのは都道府県 4 自治体（8.5%）、市区町村 57 自治体（4.5%）と少数であり、大多数の図書館では地域住民に物資を供出する備えがない。

施設の人員、単館か複合かを含めた規模、老朽の度合いなども条件に入れるべきだが、「特に準備していない」と回答したのが都道府県 1 自治体（2.1%）、市区町村 390 自治体（30.7%）という結果から、備えの有無に差異があることも察せられる。備えがある場合でも、実際の内容に関しては、アンケートの結果からさらに考える必要があろう。実態は救急箱がひとつだけなのか、ヘルメット

はいくつ備えているかなど、細かな点を検証すると危機管理業務の改善を要する可能性もでてくる。75件におよぶ記述は2012年度の報告書で4つに分けて掲載したので参照されたい。

・防災関連の措置

回答が都道府県47自治体、市区町村1,240自治体(97.7%)と、この設問もほぼ回答があった。耐震のための設備、書架や書棚の防災措置が多く、「固定金具やはすかい等…」が都道府県36自治体(76.6%)、市区町村676自治体(53.3%)などと高い割合を示した。

一方で「特に行っていない」都道府県は6自治体(12.8%)、市区町村は450自治体(35.5%)ある。(『2012年度報告書』p.57 図2.31、図2.32を参照)

70件近い記述に関しては、書架やカウンター周辺・電子機器などの防災措置の工夫から、図書館施設という躯体の耐震補強の防災措置まで、回答の幅が大きかった。2012年度の報告書では6つのグループに分けて掲載した。

・放送・通信設備

「テレビ・ラジオ等の公共放送を利用者向けに情報提供できるようにしている」が都道府県41自治体(87.2%)、市区町村858自治体(67.6%)、「非常時の館内放送用文章を作成し、アナウンスできるようにしている」都道府県40自治体(85.1%)、市区町村537自治体(42.3%)と高い回答数である。次点に防災無線等の情報発信が都道府県で2割強、市区町村で3割強だった。(『2012年度報告書』p.59 図2.33、図2.34を参照)以上から、テレビ・ラジオが備わっており、緊急時の避難誘導のための館内アナウンスの準備があるという実情が浮かんでくる。

また、「特に準備をしていない」が、都道府県14自治体(29.8%)、市区町村633自治体(49.9%)に上り、一連の質問の中では特に備えがない旨の回答が多かった。

56件あった記述には複合・併設施設などの放送・通信設備の事例が25件以上含まれており、図書館というよりは施設全体での設備の実態によるものと考えられる。

3 相互協力、支援体制

本項では、図書館間、あるいは図書館外との相互協力、支援体制について分析する。

いざ震災が起きた時、当然のことながら図書館機能が維持できる、という保証はない。この場合、図書館機能とは単に貸出その他の図書館サービスに限らず、利用者の安全を守ることも含まれるし、また、非常時ならではの情報提供ニーズに単独で応じられるかということでもある。そこで重要になってくるのが図書館間の連携である。この連携は、同一自治体が設置した複数の図書館間の連携以外にも、都道府県立図書館と市区町村立図書館の間の連携も、自治体を越えた都道府県立図書館間、市区町村立図書館間の連携も含まれる。近隣自治体の図書館間で支えあうこともあれば、被害を受けなかった遠隔地の図書館から被災地図書館への支援ということも考えられるだろう。

しかし、いざ震災が起きてからあわてて動こうとしても、どのような協力をしたいらいいのかわからなくなって支援が後手に回ってしまうということは、十分考えられるだろう。では、図書館はこの問題に対して平時からどのような備えをしているであろうか。「同一自治体内における相互協力、支援体制」「他の自治体の図書館との相互協力、支援体制」にわけて実態を分析した後、「もしも自館が被

災したらどのような支援が欲しいか（協力（援助）内容の希望）」についても分析する。

(1) 同一自治体内における相互協力、支援体制

ア 同一自治体内における図書館間の体制

複数館を持つ自治体での、図書館間の相互協力、支援体制について、あらかじめ決まったものがあるか、あるとすればどのようなことを決めているのか。

まず、連絡体制の構築について質問したところ、都道府県のうち 20 自治体（42.6%）、市区町村のうち 353 自治体（27.8%）が連絡体制は決まっていないと回答した。これは、都道府県では最多、市区町村でも無回答（複数館を持たない自治体を含む）を除けば 2 番目に多い回答数である。震災などの非常時にまず必要なのは来館者対応（避難誘導等）であろうが、同じ自治体の図書館間での連携は重要なものになると思われる。特に震災では電話が通じなくなる、電力供給が止まるなどの事態も考えられるため、複数の連絡手段を序列をつけたうえで定めておくことが必要であろう。

（『2012 年度報告書』 p. 60 表 3.1 を参照）

複数館が存在する自治体では、中心となる館が他の館をリードして一つの図書館群としてサービスを住民に提供することが多い。被災時には特に、中心館に指示を仰ぐ、アドバイスを求めることが多くなることが予測されるだろう。しかし、必ずしも震災時に中心館が十分な機能を保持しているとは限らない。では、中心館がその機能を喪失したときにはどうするか。どこがその代わりを務めて他の館に指示やアドバイスを出すのか。また図書館ネットワークの維持はどの館が引き継ぐのか。平時から取り決めはあるだろうか。

都道府県では 23 自治体（48.9%）、市区町村では 691 自治体（54.5%）が、中心館の機能が損なわれたときにどのように中心館機能を維持するかが「決まっていない」となっている。

これらの自治体では、中心館が甚大な被害を受けた時、他の館の活動はどうなってしまうのだろうか。なんらかの取り決めをしておく必要があるものと考えられる。（『2012 年度報告書』 p. 60 表 3.2 を参照）

イ 同一自治体内における図書館外との体制

公立図書館は言うまでもなく自治体の設置する住民サービス機関の一つである。自治体の他の部署と連絡調整を行い、指示を受け、住民サービスを行っているはずである。では、震災時の連絡はどうなっているだろうか。

都道府県では 45 自治体（95.7%）、市区町村では 1,113 自治体（87.7%）が電話での連絡体制があると回答している。また、FAX、メールも回答比率が高く、複数の連絡手段を定めている館が多いようだ。連絡体制は整っていると言えるのではないだろうか。（『2012 年度報告書』 p. 61 表 3.3 を参照）

では、応援体制はどうなっているだろうか。繰り返しになるが、図書館機能の一部ないし全部を喪失したとき、他の部署からの応援体制はあるのだろうか。

都道府県では 36 自治体（76.6%）、市区町村では 925 自治体（72.9%）が定められていない、と回答している。

これは連絡体制の数字と大きく異なる。しかし、自治体の責務としてまず第一に地域住民の安全確保を図るために、逆に図書館のほうから応援を出すことも多いと考えられることから（後述する「応援体制の内容」や「他の図書館に求める支援内容」からもそれがうかがえる）、図書館サービス

については優先順位が低いものと推察される。(『2012 年度報告書』 p. 61 表 3.4 を参照)

ウ 同一自治体内における図書館外との応援体制の内容

「イ 同一自治体内における図書館外との体制」で見たとおり、同一自治体内において連絡体制を有している自治体の割合に対して、応援体制を有している自治体の割合が低いことはわかった。では、同一自治体内で応援体制を有している自治体は、どのような内容の応援体制を定めているのだろうか。

都道府県では 12 自治体 (25.5%) が回答。何らかの要綱に基づいた非常参集や連絡などで決まっているという回答が寄せられた。連絡体制の構築、非常参集など、教育委員会等の上位組織や都道府県全体の震災対応に組み込まれた取り決めをしているところが目立つ。

市区町村では 326 自治体 (25.7%) が回答。何らかの要綱に基づいた非常参集や連絡などで決まっているという回答が寄せられた。また、図書館サービスを停止して他部署との分担により帰宅困難者対応や避難所解説などを行うなどといった防災組織の一部を分担する図書館や、図書館（あるいは図書館を含む複合施設）が避難場所に指定されていてその管理運営をすることになっている図書館も見受けられた。

(2) 他の自治体の図書館との相互協力、支援体制

近年の図書館は、日頃から相互貸借や広域利用など自治体の枠を超えた協力をしあって図書館サービスを提供していることが多い。では、震災時にはどうだろうか。ここでは自治体の枠を超えた相互協力、支援体制について分析する。

ア 都道府県立図書館による市区町村立図書館への相互協力、支援体制

都道府県立図書館と市区町村立図書館は、それぞれ独立した存在であるが、域内の市区町村立図書館を支援することは都道府県立図書館に求められる機能のひとつであろう。では、震災時の支援体制はどうなっているだろうか。

(7) 都道府県下の市区町村立図書館との連絡体制はあるか

域内の市区町村立図書館をサポートすることが期待される都道府県立図書館であるが、38 自治体 (80.9%) が連絡体制が決まっていないという回答だった。

近隣自治体の図書館の被害状況や開館情報がどうなっているかなど、被災の軽重にかかわらず情報が求められることや、必要があれば連絡することができ、いざというときに頼れる、などのニーズが市区町村立図書館にはあるだろう（後述の「(3) もしも自館が被災したらどのような支援が欲しいか（協力（援助）内容の希望）ア(イ) 都道府県に求める支援」参照）。直後の混乱時には連絡を取りづらと思われるが、それも含め、電話回線の不通や停電というケースを想定した複数の連絡体制をあらかじめ取り決めておく必要があるのではないだろうか。(『2012 年度報告書』 p. 65 表 3.5 を参照)

(イ) 都道府県下の市区町村立図書館との協力体制は決まっているか

連絡を取ったとして、ではどのように協力・支援を行うのか。その取り決めはあるのか。協力体制についても同様で、46 自治体 (97.9%) が決まっていないと回答した。実際に震災が起きてからでないと被害状況は把握できないし、何をどう支援していいかもわからないだろう。自治

体の部署の一つである図書館が自治体の枠を超えて通常の事業と違う「協力事業」「支援事業」を突然行うということは非常に難しいことが予測できるはずである。だが、市区町村立図書館の利用者は都道府県立図書館のサービス対象でもある。ある図書館が被災し、サービスに支障をきたした場合、都道府県立図書館が当該図書館をサポートし、他の域内市区町村と同じように図書館サービスを受けられるようにすることを、地域住民から求められる可能性がある。それならば、あらかじめ協力体制について、自治体同士の取り決めに結んでおくことで、スムーズな協力・支援が行えるとしたら、事前に準備しておくことが望ましいのではないだろうか。（『2012 年度報告書』 p. 65 表 3.6 を参照）

(ウ) どのような協力体制か

唯一決まっていると回答した自治体は「県内公共・大学・専門図書館間の有事の際の相互応援の申し合わせを行っている」と回答した。このような自治体が増えることを期待したい。

イ 市区町村同士の相互協力、支援体制

図書館間の協力は、都道府県と市区町村の間にのみあるわけではない。では、震災についてはどうだろうか。

(ア) 他の図書館との連絡体制はあるか

市区町村立図書館で、同一都道府県域内にある他の市区町村立図書館との連絡体制が「ない」という回答は 872 自治体（68.7%）、つまり無回答を除く 366 自治体（28.8%）は何らかの連絡体制があると回答した。

都道府県立図書館との連絡体制よりも市区町村立図書館間の方が、何らかの連絡体制ができているということになる。（『2012 年度報告書』 p. 65 表 3.7 を参照）

(イ) 応援体制は決まっているか

応援体制については決まっていないという回答は 1,177 自治体（92.8%）だった。（『2012 年度報告書』 p. 66 表 3.8 を参照）

(ウ) どのような応援体制か

35 自治体（2.8%）が回答。なんらかの申し合わせ、連絡体制の構築、物資・人材の提供などが挙げられた。（『2012 年度報告書』 p. 66、本文例示を参照）

(エ) 都道府県外の図書館との連絡体制は決まっているか

震災による被害は、単独の自治体のみにもたらされるとは限らない。それどころか他の図書館の支援が必要なほどの被害をもたらす震災なら、近隣自治体も同様の被害を受け、他館の支援どころではない状態になっている可能性も高い。では、遠隔地の図書館と協力体制があったなら、被災した館を無事な館が支援することも可能なのではないか。そうした発想のもとに、都道府県外の図書館との体制を訊いてみたところ、市区町村立図書館で、都道府県外の図書館との連絡体制は「決まっていない」という回答が 1,213 自治体（95.6%）だった。（『2012 年度報告書』 p. 66 表 3.9 を参照）

(オ) 申し合わせの相手

具体的な自治体名を2館が回答。ほかに、「指定管理館ですので、本社が統括し、全国規模で対応しています。」という回答が1館からあった。

(カ) 応援体制の内容はどんなものか

5自治体(0.4%)が回答。下記のような回答があった。

- ・被災した図書資料の修繕
- ・自治体の災害時協定締結による応援
- ・被害状況に応じて、本社が緊急対策本部を設置し、対応します
- ・職員の応援等(具体的には状況により判断)
- ・なし

ウ 都道府県立図書館間の相互協力、支援体制

都道府県立の図書館も被害を免れるという保証はない。また、後述するが、域内の市区町村立図書館からは域外からの支援の窓口という期待もある。都道府県の図書館間の相互協力、支援体制はどうなっているだろうか。

(ア) 他の都道府県立図書館との連絡協力は決まっているか

都道府県立図書館間では、連絡体制は「決まっていない」という回答が36自治体(76.6%)だった。(『2012年度報告書』p.67表3.10を参照)

(イ) 申し合わせの相手

具体的な館名のほか、関東甲信越静地区都県立図書館間の「大規模災害時における都県立図書館相互の応援に関する申合せ」(※『図書館雑誌』106巻5号通巻1062号p.328-329)が各館から挙げられた。一対一の申し合わせだけでなく、広域の自治体がグループを組むならば、より強力な支援体制を構築できるだろう。 ※日本図書館協会HPに本文あり

(<http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/content/shinsai/kyoutei20120309.pdf>)

(ウ) どのような応援体制か

応援体制についても、域内の市区町村立図書館について言及しているものもある。

10自治体(21.3%)が回答。

以下にその一部を列挙する。なお、具体的な自治体名は表現を変更し、紙面の都合上、重複する部分は省略したものもある。

- ・被害状況や応援措置要請の情報収集及び情報提供、落下・破損した資料の救出整理及び応急措置の対応
- ・ 1) 被害状況等情報収集及びインターネット等を活用した情報提供 2) 落下または損傷した資料等の救出整理及び応急処置 3) 地域資料等貴重資料の預かり保管 4) 特に要請のあったこと 他
- ・ 1) 災害時の応援調整に当たる窓口都県を設定 2) 初期応援及び二次的応援措置の内容 3) 平常時の取組

- ・ 1) 「大規模災害時における都県立図書館相互の応援に関する申合せ」により、初期応援は、情報収集 2) 他の図書館等に対するインターネット等を活用した情報提供、県内の市区町村立図書館の被害状況の情報収集 3) インターネット等を活用した情報提供、二次的応援措置は、書架からの落下又は損傷した資料等の救出整理 4) 応急措置の対応、図書館所蔵の地域資料等貴重資料の預かり保管
- ・ 被害状況等の情報収集及び情報提供、要請があった応援
- ・ ブロック内でグループ分けを行い、応援調整窓口となる自治体をあらかじめ決定、被災状況により情報収集や情報提供、応援の調整等を行う

(3) もしも自館が被災したらどのような支援が欲しいか（協力（援助）内容の希望）

ここまでは、現状として図書館間の協力・支援体制がどうなっているかについて分析した。しかし、何らかの支援体制があったとしても、今後、それをより良いものにしていく必要がある。また、体制がない自治体については今後の体制づくりが期待される。その際の材料の一つとして、どのような協力（援助）を図書館が求めているかという調査の分析をしたい。

この調査は市区町村立図書館と都道府県立図書館には別々の質問をし、また、近隣の図書館に対しては、遠隔地の図書館に対しては、等、質問を投げかけたので、以下、分析を試みたい。

定義

自由記述の調査だったので、その回答は多岐にわたる。そのため、回答の傾向を分析するために、内容から回答を以下の軸で分類してみた。（具体的な回答例については、『2012 年度報告書』p. 68-79を参照）

まず、「支援は不要」という回答が散見されたので、その数を「不要」としてカウントした。この「不要」というのは、「近隣の図書館も同様の被害をこうむっていることが想定されるから、あえて援助を求めない」という趣旨のものが最も多かった。他には「自治体間で定めるべきことで、図書館独自には希望しない」「被災時には図書館活動より自治体職員・施設として被災者援助をするから図書館としては求めない」などの記載があった。

一方わからない・検討中などを除き、何らかの支援を要望する記述の回答を「要」とした。「自治体間で定めるべきことで、図書館独自には希望しないが、あえて言えば「被災時には図書館活動より自治体職員・施設として被災者援助をするから手が足りなくなるのでこのような援助を」と希望する援助内容を回答した自治体も「要」にカウントしてある。

次に、自治体の希望内容を、以下の定義にそって類別し、分析する。

第一に、支援内容をその目的から「サービス」「復旧」「避難所」の三種に分けた。「サービス」とは、図書館窓口の補助、読み聞かせ、広域利用の呼びかけなど、図書館サービスの提供を目的とした支援を指している。「復旧」は、本の片付け、修復、寄贈（蔵書量の回復）など図書館機能の復旧を目的とした支援を指している。「避難所」とは、食糧・衣料・医療サービスなど、図書館サービスではなく自治体の機関として被災者救済の活動をするにあたって必要な支援を指している。

第二に、支援内容を、どのような資源が要求されているか、よく経営資源として言われる「人員」「物資」「資金」に「情報」を加えた4種に分けた。

たとえば、「散乱した本の片付け」ならば、目的は「復旧」、資源は「人員」とカウントされる。「BM

(ブックモバイル・移動図書館)の運行」であれば、目的は「サービス」、資源は「人員」(運行要員)と「物資」(車両)の2つにカウントされる。

また、目的・資源において、明言されていない回答(ただ「図書館の復旧」との回答だけでは必要資源が分からず、「人的支援」との回答だけでは目的が分からない)や、そのどれにも当てはまらない回答は個々の分類の回答数には加えていない。どれにも当てはまらない回答については、必要に応じて分析の本文で例示する。

(目的についても資源についても、回答内容は個々の分析の所でも例示するので、ここでは項目の説明に必要な最低限の例示にとどめる。)

ア 市区町村

この項では、市区町村立図書館は他の図書館に対してどのような支援を求めているかを分析する。

(ア) 同一の都道府県内にある市区町村に求める支援

普段から交流がある可能性が高い、また、今後協定などを結ぶ場合に連絡・協調体制がとりやすい近隣図書館間の支援はどのようなものが考えられるか、という点を分析したい。(『2012年度報告書』p.69-73を参照)

まず、「不要」という回答が32自治体(3.6%)から寄せられた。「要」の回答は、868自治体(96.4%)から寄せられている。

次に、支援を「要」と回答した868自治体の希望内容を、前掲定義にそって類別し、分析する。求める支援の目的が「サービス」と回答した自治体は、何らかの援助を求める回答を「要」とした868自治体のうち221自治体(24.9%)であった。読み聞かせの他、特例的な広域利用(自館利用者を市区町村域を超えて利用対象にしてほしい)を求めるものが多い。他には相互貸借時の制限(新刊不可など)を一時的に撤廃してほしい、BM(ブックモバイル・自動車文庫)を運行してほしい(あるいは車両を貸し出してほしい)、手が足りなくなるであろうカウンター窓口の補助などがあった。

「復旧」に関する回答は513自治体(57.9%)と多かった。散乱した本の片付け、修復、掃除が多く、他に建物の修復、システムの復旧という回答もあった。失われた(損壊した)蔵書量の回復のための寄贈を希望する回答も多く、寄贈まで行かなくても(一時的に蔵書量を回復するために)まとまった量の図書を長期貸出ししてほしいという回答もあった(利用者のリクエストに応じる相互貸借については「サービス」にカウントしてある)。他に書架・家具・パソコン等の機器を求める回答もあった。「具体的なことはわからないがとにかく早期再開のための支援を」という回答もあった。

「避難所」に該当する回答は31自治体(3.5%)と、数は少なかったが無視できる数ではないと思われる。ここからは図書館が非常時には避難所になるという前提での対策も必要だということが読み取れるだろう。ここに該当する回答としては、食糧、毛布、衣料、医薬品、医療サービスなどがあった。

求める支援の資源が「人員」に関する回答は630自治体(71.1%)と多い。やはりまず、人が求められるのであろう。だが、その内容は一律ではない。掃除や単純な片付けは広くボランティアを求められているが、散乱した資料の配架や破損資料の修復、保存あるいは廃棄図書の見極め、システムの復旧などある程度以上の技術や知識を持っている人を、という注釈をつけた回答も多い。読

み聞かせや窓口業務、BMの運行要員なども技術や知識が必要な人が求められるだろう。

「物資」に関する回答は320自治体(36.1%)と「人員」に次いで多い。図書(特に郷土資料)・雑誌(あとから入手が困難)の寄贈を求める回答や、書架、家具、機器類、消耗品(蔵書の移動に必要な段ボール箱という回答も)などの物品のほか、BM車両(運行希望も含め)、その燃料、貴重書の避難先としての保管場所という回答もあった。「保管場所」という回答は支援目的の分類では「サービス」「復旧」「避難所」のいずれにも含まれないと判断したので、そちらではカウントされていない)また、食糧、毛布、衣料、医薬品などもここに含まれる。

「資金」に関する回答は27自治体(3.0%)だった。具体的な使途については資料購入費(寄贈では体系だった蔵書構成が構築しにくい)が多かったが、資料の補修費や建物の補修費などというものもあった。だが、そういった使途の指定なしの義援金、財政措置といった回答も多かった。どのような損害が出て、どのような需要が生じるかが分からないといった面もあるのかもしれない。後述する都道府県立や都道府県外に対する要望と比べると回答数が少ないのは、同規模の図書館間と同じ被災図書館という立場になることを想定しているのだろうか。

「情報」に関する回答をしたのは90自治体(10.2%)だった。単に「情報」と記述した自治体も多いが、互いの被災状況や開館状況、復旧に関する情報交換、災害自体の情報の共有、自館が震災についての情報を利用者向けに発信できなくなったときに代わって発信することなどが求められているようである。

(イ) 都道府県に求める支援

この質問では、普段から域内市区町村を支援する立場にある都道府県に対してはどのような要望があるか、それは近隣の市区町村に対するものとどう違うかを分析する。(『2012年度報告書』p.73-75を参照)

「不要」21自治体(2.4%)に対し、「要」850自治体(97.6%)と、近隣市区町村に対するものより必要とする率が少し上がっているが、絶対数が少し下がっている(同一都道府県内市区町村立に対しては868自治体が「要」と答えている)。これは市区町村を支援する都道府県という意識がある一方、震災ならば都道府県も被災しているだろうという考えからきている。不要という回答には「同様に被災しているだろうから」という記述がある。

支援の目的では、「サービス」に関する回答をしたのは、117自治体(13.8%)だった。これは近隣市区町村へ求めた自治体数より、実数も比率も少し減っている。「サービス」に関する回答の内容そのものは近隣市区町村へ求めたものと同様だった。ただし、BMなど、高価な物品に関するものの数が少し多かった。

「復旧」に関する回答をしたのは479自治体(56.4%)で、これも近隣市区町村へ求めた自治体数より、実数も比率も減っている。こちらも資料の修復やシステムの復旧など技術を必要とするものや、建物の修復など高額な費用が必要なものが目立った。

「避難所」に関する回答をしたのは29自治体(3.4%)だった。こちらも減少している。ドクターヘリによる緊急搬送という回答も出ていて、やはり若干高額な支援をあげる傾向にあるようだ。

支援の資源では、「人員」に関する回答をしたのは482自治体(56.7%)で、4種の資源のうち、唯一近隣市区町村への要望数より減っている。一方で単なるボランティアではなく技術を要するもの(本の修復やシステムの復旧など)や、知識・経験を要するもの(ノウハウ、指導、助言)を求

める傾向にあった。

「物資」に関する回答をしたのは 332 自治体 (39.1%) で近隣市区町村への要望数より若干増えている。図書の寄贈や長期かつ大量の貸出しなど蔵書量の回復に関するもの、書架その他備品、被災者支援の医薬品などは同様だが、蔵書の保管(場所)という要望は近隣市区町村への要望数より目だって増えていた。

「資金」に関する回答をしたのは 163 自治体 (19.2%) と、数倍にも増えている。「物資」に関する回答の増加が鈍っているのは、図書や書架などの設備そのものより、その購入資金、復旧資金を求める回答が多かったからである。被災内容や個々の図書館の実態に合った支援となると、やはり寄贈や貸与より購入ということだろうか。

「情報」に関する回答をしたのは 212 自治体 (24.9%) でこれも 2 倍以上に増えている。「人員」「物資」「資金」についての提供の呼びかけを代行してほしいという要望が多かった(このため直接これらを求める回答が相対的に減っていると考えられる。それでも「資金」は大幅な伸びを示しているが)。また、都道府県内の他の市区町村との間の連絡調整や、寄贈やボランティア団体との間に入ってのコーディネート、災害についての様々な情報収集と伝達があげられていた(単に各地の被害状況だけでなく、地域住民が国や地方自治体、ボランティア団体などからどのような支援を受けられるか、また、同様に図書館が受けられる支援についても情報が求められていた)。

(7) 隣接する都道府県外の市区町村に求める支援

(『2012 年度報告書』p. 75-77 を参照)

同一都道府県内の市区町村に対しては(あるいは属する都道府県に対しても)、「同様に被災しているだろうから」と支援を求めない回答があった。また、そうでなくても隣の都道府県という少しだけ離れたところにある市区町村に対しては求めるものに違いがあるだろうか。

支援の「要」「不要」では、「要」は 672 自治体 (94.5%)、「不要」は 39 自治体 (5.5%) で、比率は同一都道府県域内市区町村と都道府県の間である。全体の有効回答数が少ない原因としては、都道府県域外の市区町村とは隣接していないという回答のほかに、そもそも想定していないという自治体が多かったものと思われる。また、同一都道府県域内市区町村に対しての要望の質問と同様、近い場所なら同じような被災状況だから支援は求められるかわからない、という回答が多かった。(要望しない、と言い切っていない回答は、すべて「分からない」と同様要/不要のカウンタから除外してある。)

求める支援の内容では、「サービス」に関する回答をしたのは 124 自治体 (18.5%) だった。回答比率は同一都道府県域内市区町村に対するものより若干下がっている。都道府県に対するものよりは若干多い。内容は相互貸借(要件緩和を含む)や広域利用が若干多かった。

「復旧」に関する回答をしたのは 411 自治体 (61.2%) とこれは都道府県に対するものよりも比率が高く、同一都道府県域内市区町村に対するものよりも若干比率が上がっている。都道府県に対するものよりも多い。内容は片付けのボランティア、本や備品の寄贈などが多かった。

「避難所」に関する回答をしたのは 28 自治体 (4.2%) だった。比率は若干高いが内容は同一都道府県域内市区町村に対するものとあまり変わらない。(調査では同一都道府県域内市区町村に対するものの質問の次に質問したのだが、回答欄には「同上」という回答が多かった)

支援資源に関しては、「人員」に関する回答をしたのは 407 自治体 (60.6%) だった。回答比率

は同一都道府県域内市区町村に対するものより下がっているが、都道府県に対するものよりは若干多い。

「物資」に関する回答をしたのは 307 自治体 (45.7%) だった。これは同一都道府県域内市区町村、都道府県に対するものより回答比率が多い。先にも触れたとおり、近い場所なら同じような被災状況だから支援は求められるかわからない、という回答が多かったが、モノなら要求しやすいということだろうか。具体的な記述は図書や資料の寄贈が多かったが、単に「物的援助」という記述も多かった。実際に都道府県域外に支援を呼びかけるということイメージしにくかったのだろうか。

「資金」に関する回答をしたのは 37 自治体 (5.5%) で、回答比率は都道府県に対するものよりは格段に少なく、都道府県域内に対するものより若干多い。

「情報」に関する回答をしたのは 71 自治体 (10.6%) で、都道府県に対するものよりは格段に少なく、都道府県域内に対するものよりも若干多い。

(エ) 都道府県外（遠隔地）の市区町村立図書館に求める支援

遠く離れた地域の図書館と何らかの交流を持つことは、相互貸借を除けば、あまりないことかもしれない。一方、離れていれば「同様に被災しているだろうから」ということは考えにくく、震災に際して支援を求めるには最適の相手という見方もできる。そこで、互いの属する都道府県が隣接していない、遠隔地の市区町村にはどのような支援を希望するかを分析する。(『2012 年度報告書』p. 77-79 を参照)

回答した 679 自治体のうち、「要」は 637 自治体 (93.8%)、「不要」は 72 自治体 (6.2%) で、「要」の比率は同一都道府県域内市区町村よりの支援より少なく、都道府県からの支援よりも少ない。

何らかの援助を求める「要」に該当する回答をした 637 自治体の希望内容を、前項までにならって分析する。

「サービス」に関する回答をしたのは 88 自治体 (13.8%) だった。回答比率は同一都道府県域内市区町村に対するものより少なく、都道府県に対するものよりも若干少ない。県外だが隣接している図書館と同程度である。内容は図書館運営（窓口等）スタッフや読み聞かせ等に加え、相互貸借や広域利用が挙げられていた。

「復旧」に関する回答をしたのは 408 自治体 (64.1%) で、これは同一都道府県域内市区町村、都道府県、隣接する都道府県外市区町村のいずれに対するものよりも比率が高かった。内容は片付けのボランティア、本や備品の寄贈など。図書館新設援助、被災経験のあるスタッフの知識という回答もあった。

「避難所」に関する回答をしたのは 19 自治体 (3.0%) だった。比率はいままで分析したいずれに対するものよりも若干低い。

支援資源に関しては、「人員」に関する回答をしたのは 313 自治体 (49.1%) だった。回答比率は同一都道府県域内市区町村に対するものより少なく、都道府県や都道府県外隣接市区町村に対するものよりも若干少ない。遠方から人を派遣してもらうことに対して遠慮があるのかもしれない。資料補修でも、当地に来て行うものではなく、先方に送って対応してもらえると助かると思う、という回答があった。

「物資」に関する回答をしたのは 344 自治体 (54.0%) だった。これは同一都道府県域内市区町

村、都道府県、隣接する都道府県外市区町村のいずれに対するものよりも比率が高かった。「人員」のところで「離れたところから呼び寄せることに遠慮があるのかもしれない」と分析したが、「物資」ならば幾分求めやすいというところだろうか。

「資金」に関する回答をしたのは56自治体(8.8%)で、回答比率は都道府県に対するものよりは少ないものの、都道府県域内市区町村、都道府県外隣接市区町村に対するものより若干多い。これも「人員」の比率が少ない影響だろうか。

「情報」に関する回答をしたのは69自治体(10.8%)で、都道府県に対するものよりは格段に少ないが、都道府県外隣接市区町村、都道府県域内市区町村に対するものに近い。寄贈図書の個人からの受け入れに対し仲介業務、被災経験のある図書館からの知識経験、資料の修復や保存法、散逸した郷土資料等の寄贈やその呼びかけを全国に行ってほしい等の記述が目立った。

イ 都道府県

この項では、都道府県立図書館は他の図書館に対してどのような支援を求めているかを分析する。なお、市区町村からとは違い、支援不要とした都道府県はなかったため、要・不要についての分析はしない。

(7) 隣接都道府県からはどのような支援を望むか

(『2012年度報告書』p.68-69を参照)

無回答などを除き、何らかの支援を必要とした都道府県は39自治体だったが、震災の程度による、など具体的な記述がなかった自治体や、単に「人的資源」と目的を記述していない自治体もあったため、目的の分類ごとの回答数の合計は39に達していない。

支援の目的が「サービス」に関する回答をしたのは7自治体(17.9%)だった。内容としてはレファレンス援助、広域利用の受け入れが多く、他には、通常業務、避難所へ巡回する移動図書館や読み聞かせという回答があった。

「復旧」に関する回答をしたのは23自治体(59.0%)だった。内容としては落下した資料の整理及び破損した資料の修理補助、破損廃棄資料の寄贈が多かった。単に「復旧に向けて」とだけ記載があり、それ以上具体的な目的の記述がなかった自治体も多かった。他にはパソコン、書架、閲覧テーブル、イスなどの寄贈、被災した設備の復旧、資料のデータ整理などがあった。

「避難所」に関する回答をしたのは1自治体(2.6%)だった。毛布等の防寒具、食料・飲料という回答だった。

支援の資源として「人員」に関する回答をしたのは31自治体(79.5%)だった。単に「人的資源」という回答も多かったが、落下した資料の整理及び破損した資料の修理補助、レファレンス援助が多かった。他には、被災市区町村支援に伴う自館職員欠員への協力支援、被災経験がある、図書館業務に精通している等、即戦力となる人員の派遣、避難所への巡回図書館や読み聞かせという回答があった。

「物資」に関係する回答をしたのは15自治体(38.5%)だった。資料の寄贈が多かったが、貴重資料の保管も多かった。

「資金」に関する回答をした自治体はなかった。

「情報」に関する回答をしたのは11自治体(28.2%)だった。単に(被災)情報収集支援という回答も多かったが、支援・受援情報の取りまとめ調整、情報支援(自館からの発信も含めて)、

窓口を一本化した体制の構築、ボランティア等の斡旋といった、とりまとめ的な要求も多かった。

(イ) 遠隔都道府県からはどのような支援を望むか

(『2012 年度報告書』 p. 69 を参照)

無回答などを除き、何らかの支援が必要とした都道府県は 35 自治体だったが、(ア)同様、震災の程度による、など具体的な記述がなかった自治体や、単に「人的資源」と目的を記述していない自治体もあったため、目的の分類ごとの回答数の合計は 35 に達していない。

支援の目的が「サービス」に関する回答をしたのは 7 自治体 (20.0%) だった。レファレンス援助、相互貸借、文献複写等に関する便宜、資料の貸出、各都道府県へ避難した当県民へのサービスの実施、避難所への巡回図書館や読み聞かせ、といった回答があった。

「復旧」に関する回答をしたのは 17 自治体 (48.6%) だった。落下した資料の整理、被災資料の修復、デジタル化等の支援協力、図書や備品等の提供、業務再開までの人的援助、被災県からの復旧に向けてのアドバイスおよび指導、備品・消耗品購入予算、人の配置などに関わる予算などの回答があった。

「避難所」に関する回答をしたのは 1 自治体 (2.9%) だった。毛布等の防寒具、食料・飲料、という回答だった。

支援資源種別では「人員」に関する回答をしたのは 19 自治体 (54.3%) だった。他に、落下した資料の整理及び破損した資料の修理が多かった。他にはデジタル化等の支援協力、レファレンス援助、通常業務を再開するための人的援助、各都道府県へ避難した当県民へのサービスの実施、被災経験がある、図書館業務に精通している等、即戦力となる人員の派遣、資料の分類整理、データ整理、避難所への巡回図書館や読み聞かせなどという回答があった。

「物資」に関する回答をしたのは 15 自治体 (42.9%) だった。内容は、資料の寄贈が多かった。他に地域資料等貴重資料の預かり保管 (場所というモノの提供)、書架その他備品や必要な消耗品等の提供などがあった。

「資金」に関する回答をしてしたのは 1 自治体 (2.9%) だった。備品・消耗品購入予算、人の配置などに関わる予算という回答があった。

「情報」に関する回答をしたのは 12 自治体 (34.3%) だった。単に (被災) 情報収集支援という回答も多かったが、各県内の支援者 (個人・団体) の窓口役、情報支援 (当館からの発信も含めて)、窓口を一本化した体制の構築、全国的な応援体制を作っただけだと動きやすいなど、とりまとめ的な役割を求めるものが多かった。他に、遠隔地からしか得られない被災や援助に関する情報提供、という回答もあった。